平成２５年（フ）第８号
福島県いわき市小名浜南富岡字中前35番地の10
債務者　佐藤　美法
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１３号
茨城県鹿嶋市大字長栖2305番地２
債務者　木滝　英之（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２５号
茨城県筑西市玉戸1622番地75
債務者　田口あかね
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１５号
群馬県桐生市相生町３丁目470番地　県営65号
債務者　石川　　淳
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第６１号
千葉市美浜区高洲１丁目16番40号　ワイズコート101号、住民票上の住所東京都練馬区豊玉北１丁目１番８―208号
債務者　塩越　丈之
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７８号
千葉県船橋市西船４丁目16番９号
債務者　伊藤　和枝
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９号
千葉県船橋市高野台１丁目８番15号
債務者　平塚　克之
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５２号
千葉県市川市曽谷５丁目23番６号ジュネス市川203
債務者　池田　博紀
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５５号
千葉市花見川区千種町198番地
債務者　鈴木みどり
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６１号
千葉市美浜区真砂５丁目５番４号
債務者　星野　　彌
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６４号
千葉市中央区中央３丁目９番10号　グリーンランド千葉中央1002号
債務者　栄山　明美（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９２号
千葉県市原市八幡北町２丁目７番地３　ビューハイツ105号
債務者　木村弥太郎
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
千葉県館山市上真倉2017番地の３
債務者　東　　明彦
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１７号
千葉県鴨川市天津3601番地
債務者　菅野　大輔
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第７号
山梨県南都留郡富士河口湖町本栖218番地　富士本栖湖ホテル本栖テニスプラザ
債務者　長崎　洋一
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第３号
長野県中野市大字吉田1360番地１　県住松川団地Ｂ―402
債務者　坂井　　彰
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
長野県上田市中之条827番地４　ペアハウス101号
債務者　関野　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所上田支部